

# 長崎労働局 労働基準監督官の仕事



# 長崎労働基準監督署長からのメッセージ

私は大学を卒業後、県外の民間企業に就職し、システムエンジニアの仕事をしていました。将来的には長崎県内での生活や両親の介護の必要性なども感じており、地元の長崎県で仕事をするのができないかと思ったことをきっかけに、公務員試験について調べたところ、労働基準監督官試験を見つけました。

労働基準監督官試験は、私のように理系学部を専攻した者でも、受験しやすい採用試験科目が用意されており、学部や専攻を問わない幅広い人材を求めている公務員試験です。

入省後には、埼玉県にある労働大学校での研修が行われ、全国から集まる労働基準監督官の仲間と共に、労働基準法や労働安全衛生法など、初めて目にする法律の知識はもちろん、事業場の労務管理の資料から労働時間、残業時間などの計算の仕方やクレーンやプレス機械などの機械設備の安全対策、塗料やシンナーなどさまざまな製造過程で使用される有害な化学物質に関する衛生的な規制など、業務上必要となる知識を1から学ぶことができ、入省当時、特別な知識を持っていなかった私にとって、一人で監督指導業務を行うことができるのだろうかという不安もありましたが、労働大学校や職場でのOJT研修が終了するころには、法令に関する知識や労働基準監督官が行う監督指導業務に関する知識も徐々に身につけることができました。

また、職場の先輩方は、業務の進め方について丁寧に教えてくれる方が多く、安心して仕事を進めていくことができる職場だと思います。

私が、労働基準監督官となり感じるのは、一般的な公務員の仕事とは違い、さまざまな労働の現場を訪れることができ、ほかの職業では得ることのできない経験値を高めることができる仕事だと感じています。

労働基準監督官の業務は、業種を問わず、労働者が働いている職場を対象として立ち入り調査を行います。例えば、足場で囲まれた建設現場や港で見かける大きな船を造る工場、高齢者が入居する社会福祉施設、はたまた、観光客で賑わうホテルや飲食店、トラックの運転手さんの労働条件など私たちが暮らす長崎の街で目にするすべての仕事の現場で労働時間、賃金の支払い、解雇の問題や労働災害防止などの指導を行うことが労働基準監督官の仕事です。

様々な職場を訪れ、会社の責任者の方やそこで勤務する労働者の方からお話を聞きながら、安全で安心な職場環境を目指し指導を行うことは自らの知識を磨き、またやりがいのある職業ではないかと思っています。

これから初めて就職する方や今とは違う仕事を探している方も一度労働基準監督官の仕事に目を向けてみてはいかがでしょうか。

## ～ 略 歴 ～

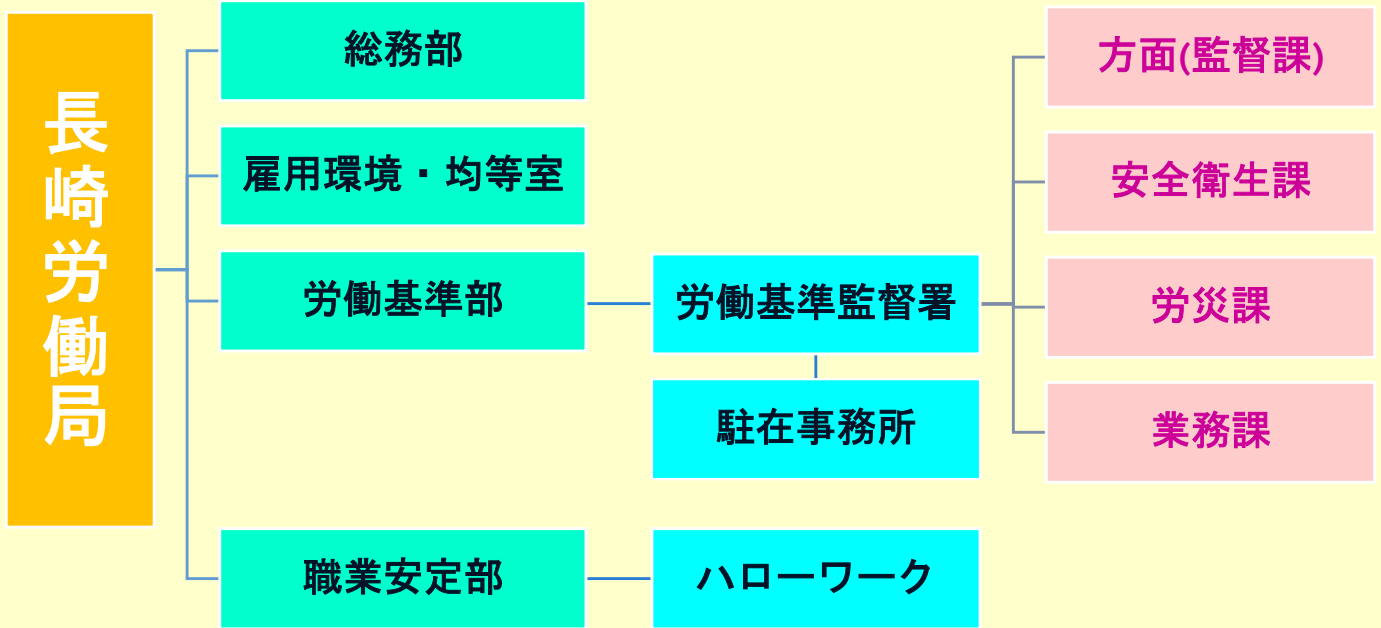
平成5年4月 任官  
令和2年4月 対馬労働基準監督署 署長  
令和4年4月 長崎労働局労働基準部監督課  
地方労働基準監察監督官  
令和6年4月 長崎労働局総務部総務課 総務企画官  
令和8年4月 現職



長崎労働基準監督署長

本田 邦浩

# 長崎労働局の組織概要



# 長崎労働局の管内地図



# 採用試験

労働基準監督A(法文系)と労働基準監督B(理工系)の区分があり、得意な分野を選択受験できます。

採用後は試験区分による差異はなく、業務内容・研修内容・処遇は同じです。

労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、調査等を行うことを主な職務としているため、文系の知識と理系の知識が必要となります。

いずれの採用区分であっても、採用後の1年間、監督指導業務等に関する中央研修や地方研修(実地研修・実地訓練)等により、知識の習得と業務の経験を積みま



特に建設工事現場や工場への定期監督・申告監督・災害調査においては、理工学系の基礎知識を役立たせることができます。(理工学系の知識がないからといって仕事に支障を来すことはありません。)

# 監督業務

## 臨検監督

定期的あるいは申告相談などを契機に事業場に立ち入り調査をします。法令違反が認められた場合には、行政指導を行うほか、その場で使用停止命令などを命ずる行政処分を行います。

## 司法事務

重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として、取り調べなどの任意捜査や捜索・差押などの強制捜査を行い、検察庁に送致します。

## 災害調査

死亡災害などの重篤な労働災害が発生した場合には、直ちに発生現場に赴いて調査します。安全衛生課職員と一緒に調査する場合があります。



# 長崎労働局の具体的な監督指導業務

## 長時間労働是正のための指導

事業場へ臨検(立ち入り)、事業場が保管している出勤簿やタイムカード等の労働時間関係資料を調査し、違法な残業(サービス残業等)を行っていないか、過労死につながるような長時間労働を行っていないか等を確認します。

違法な残業や長時間労働等が認められれば、労働基準法等の法律に基づき、事業場に対して行政指導(是正勧告等)を行い、長時間労働の削減も含め法律違反の是正や改善を求めます。**法律違反が是正されない場合には、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合があります。**

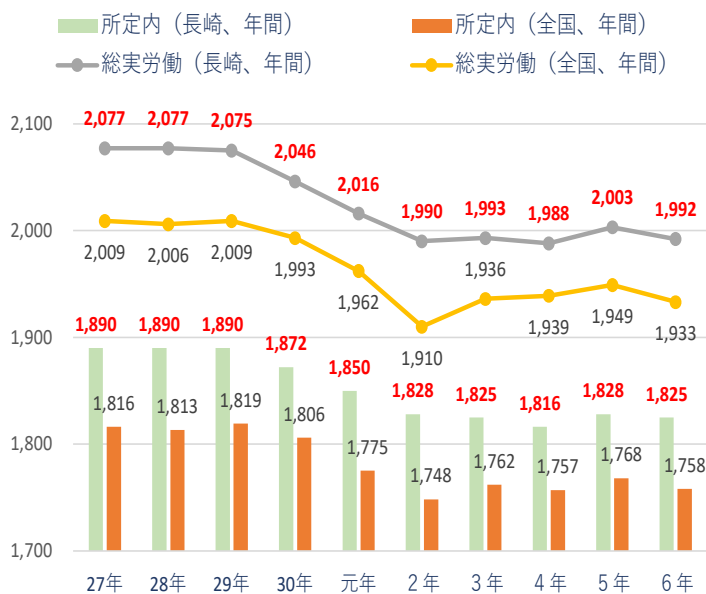
また、監督署の窓口に設置した「労働時間相談・支援コーナー」では、**限度時間**<sup>サブプロク</sup>に適合した時間外労働・休日労働協定(通称:36協定)の締結等法律上の手続きについての説明や、長時間労働の削減についての相談に対して、利用できる助成金の案内等の解決策を提案したりします。

## 労働災害防止の指導

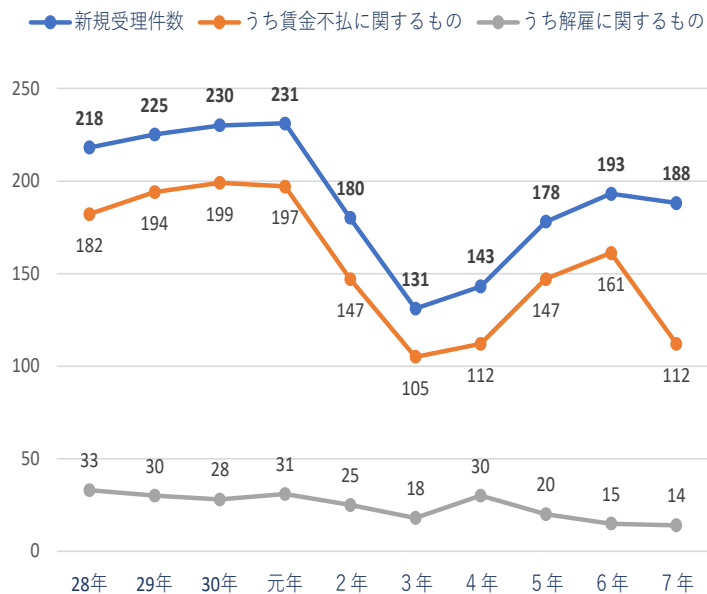
工場や工事現場等への臨検(立ち入り)時、高所から墜落してケガをする等の危険な場所で作業していないか、命綱やヘルメット等作業するに当たって危険を防止するための措置を講じているか等、労働者が安全に作業しているかを確認し、危険な作業場所や危険な作業等が認められれば、労働安全衛生法等の法律に基づき、労働災害防止のため、事業場に対して行政処分(作業停止命令等)や行政指導(是正勧告等)を行います。

また、死亡災害等重篤な労働災害が発生した場合には、原因の究明を行い、事業場に対して再発防止の指導を行うとともに、**その原因に法律違反が認められれば、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合があります。**

労働者1人平均年間総実労働時間等の推移  
(規模30人以上の事業所)



労働基準法第104条に基づく申告件数の推移



# アクションゼロ～長崎ゼロ災運動～

長崎労働局では、「アクションZERO」と題して、各事業者、労働者及び長崎労働局(各労働基準監督署)が協力して、究極の目標である「労働災害ゼロ(ZERO)」に向けて事業場参加型の安全活動(アクションZERO)に取り組んでいます。

令和7年度は、860事業場が参加し、91%がゼロ目標を達成しています。



## 宿舎の状況は？

労働局管内には、長崎地区(西彼杵郡長与町を含む)、県央地区(諫早市・大村市)、県南地区(島原市)、県北地区(佐世保市)、離島地区(五島・対馬・壱岐)に単身用宿舎と世帯用宿舎があります。

- 築年数及び部屋の広さ等により宿舎費が異なります。  
(月額 4,386円～37,191円)
- 離島地区の宿舎は、無償貸与となります。
- 宿舎の戸数には限りがあるため、希望者が多数の場合には入居できない可能性があります。
- 民間賃貸住宅に居住する場合、賃料に応じて住居手当の支給があります。  
(上限 28,000円)

# キャリアパス・転勤は？



- 最初に配属される労働局は、原則として、生活本拠地局(長崎労働局)です。最初の2年間は全員が労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後3年目に2年間、生活本拠地局以外の労働局に異動(全国異動)します。原則、この2年間は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後5年目以降は、生活本拠地局で勤務し、労働局又は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務を中心に従事することになりますが、総合性を高めていただくために安全衛生業務や労災補償業務に、それぞれ1年以上は従事します。
- 監督官試験Bの区分で採用された方を中心として、採用後5年目以降、安全衛生業務を中心としたキャリアパスを積むことも可能です。
- 採用後15年目以降は、監督署の課長・方面主任、労働局の専門官・各課室長補佐などを経験し、最終的には監督署の副署長、署長や労働局の課室長などの幹部に登用されます。
- 長崎労働局では、離島を含めた6つの労働基準監督署と2つの駐在事務所、労働局を概ね2年から3年ごとに異動することになります。
- 異動の間隔は、職員の希望、結婚、出産、育児、介護等の状況や人事上の事情により異なります。

## 本省勤務について

採用後3年目で本人が希望し、さらに配属先の労働局長が能力や適性の面で適任と判断して推薦した場合に、厚生労働本省で勤務することが可能です。

厚生労働本省で勤務する場合には、4年間(3～6年目の間)勤務し、7年目に生活本拠地の労働局に異動しますが、引き続き、本省での勤務を希望する場合は、この限りではありません。

# 新規採用職員サポーター制度

初めての就職や転職では、多くの方が不安を感じるものです。

長崎労働局では、新規採用職員が職場内で孤立することがないように、1名につき複数名のサポーターとなる先輩職員を選任し、仕事上の疑問や職場生活、私生活等における悩みを相談できる体制を整えています。

安心して働けます



R 7 新規監督官（中央）



R 8 新規監督官（中央）





# 労働基準監督官インタビュー

令和3年度任官

育児中です！

佐世保労働基準監督署 安全衛生課

労働基準監督官 中嶋 悠太



## 志望動機

私は、大学時代に受講した講義の中で、労働基準監督官が生活と密接に関わる「労働」という分野におけるスペシャリストとして働く人の労働条件の確保や安全、健康の確保を行う職業であることを知りました。

私自身、アルバイト等で苦労した経験もあったことから、より良い労働環境づくりに携わることができる労働基準監督官に魅力を感じ、挑戦しようと思いました。

## 現在の業務内容

私は現在6年目となり、佐世保労働基準監督署の安全衛生部署で勤務し、働く方々の安全や健康確保のため、会社や建設現場に赴き、機械や設備に危険な点がないか、健康診断が適切に実施されているかなどを確認するための調査や工場等で使用されるクレーンやエレベーターなどの機械の検査業務、複数の企業に対する講習会での講話等の業務を行っております。安全衛生部署は、監督部署だけでは得られない専門的な知識も多く、常に新たな学びや発見があるため、非常にやりがいを感じます。

## ワークライフバランス

私は、現在、2人の子に恵まれ、仕事と育児の両立に努めています。子の出産に伴って、使える休暇制度を全て使わせていただきましたが、上司や職場の同僚に相談した際は、「仕事のことは気にしないでいいよ。」と言っていただき不安なく休暇制度を活用することができました。また、急な妻や子の体調不良等で休まなければならないときも上司や同僚たちは、嫌な顔をせず、育児を最優先に考えてくださりました。

年次有給休暇も毎月1回以上取得できますし、毎年7月から9月にかけて3日間の夏季休暇も取得することができます。ほかにも結婚時の休暇や時短勤務等、個々の実情に照らして活用できる休暇制度が多くあります。

長崎労働局は、職員のワークライフバランスに対する理解が深いことから、気兼ねなく休暇を取得できていますので、働きやすい環境であることに間違いありません。

## 受験者へのメッセージ

長崎労働局では、独自のサポーター制度を取り入れ、新規監督官が職場になじみやすい環境づくりを行っています。また、先輩職員は、誰もが若手に対する研修意識を強く持っていますので、気兼ねなく相談いただけます。

また、1年間の研修後は、本格的に監督官として監督指導を行うこととなりますが、長崎労働局は監督指導をチーム(2人)で実施することが多く、先輩監督官が実際の監督指導の中で研修を行ってくれます。

このように長崎労働局は、研修制度が充実していますので、ぜひ長崎労働局へ来ていただければ幸いです。皆様と一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

休みやすい  
職場環境  
なんだね！





# 労働基準監督官 インタビュー

長崎労働基準監督署 労災課  
労働基準監督官 石田 美友紀

令和2年4月 長崎労働局任官  
長崎労働基準監督署 第一方面  
令和3年4月 長崎労働基準監督署 第二方面  
令和4年4月 福岡労働局  
北九州東労働基準監督署門司支署  
監督・安衛課  
令和6年4月 現職



## 局間異動や経験してみていること

監督署の業務は事業場や労働者と対峙する機会が多く、当然、多種多様な業種に対する理解が必要となってきます。私は2局目に、長崎では比較的少ない業種である道路貨物運送業や港湾荷役業、化学工業が盛んな地域での勤務を経験し、それぞれの業種への理解を深めることができ、非常に良い経験になったと感じています。また、他局で勤務することにより、定着局が異なる職員間で交流を行い、人脈を広げることができた実感しています。実際に、長崎局に戻ってからも他県へ出張に行くとき等には、2局目で知り合った職員と連絡を取り合って、現地の情報収集を行ったりしています。



## 監督業務以外の業務(労災)を経験してみていること

私は現在、労災保険の給付に関する業務のうち、業務災害や通勤災害によって後遺障害が残ってしまった方の障害等級を認定する業務を行っています。監督業務は災害発生状況に法違反がないかどうかを確認することが主な業務であるため、被災された方のその後の生活にまで関わることはありませんでしたが、現在の業務を通して被災されてから数か月から数年経過した状態の労働者の方とお会いする機会が増え、より労働災害の防止が労働基準行政において重要な課題であるのだと改めて実感しています。



## 労働基準監督官という仕事のやりがい

労働基準監督官の主たる業務は、事業場に対する臨検監督です。全てがうまくいくわけではありませんが、会社の実情について一定の理解を示しながらも、事業場に対して労働基準法等の法律について丁寧に説明し指導を行うことで、実際に労働環境が改善し、労使の笑顔を見ることができたときは、この仕事に就いてよかったなと思います。





## 労働基準監督官 インタビュー

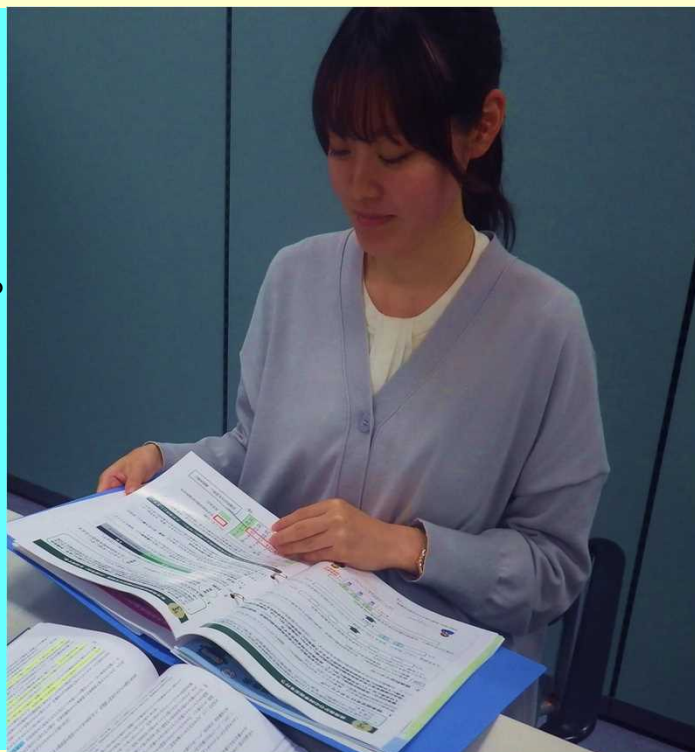


採用1年目監督官から  
監督官を目指すみなさんへメッセージ

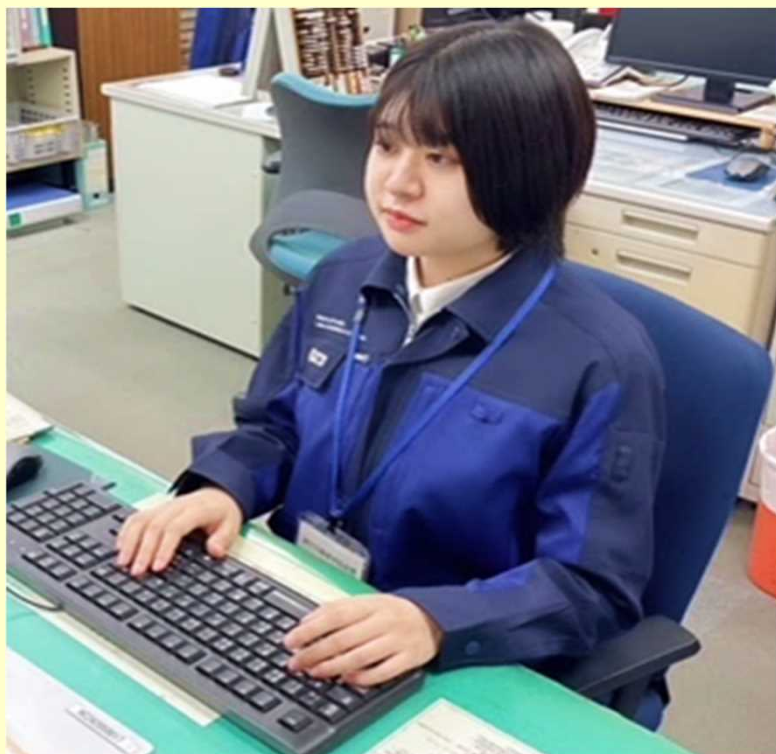
「労働」は業務時間だけでなく、暮らしや生きがいに深く関わる大切な要素です。市民の方々の多様な価値観と生き方を支え続けたいと思い、監督官を志望しました。

署内はあたたかく、質問しやすい雰囲気です、よく声掛けもしていただきます。

扱う法律の範囲は幅広く、手厚い研修で身につくまで学ぶことができ、毎日が充実しています。皆さんと一緒に働けるのを楽しみにしています！



佐世保労働基準監督署  
監督課 古賀 葵



諫早労働基準監督署  
監督課 西森 華凜

労働によって心や身体に不調を抱える人がいることを知り、誰もが安心して働ける環境づくりに貢献したいと思い、この仕事を志しました。

1年間の研修制度が充実しているだけでなく、先輩方が丁寧に指導・サポートして下さるため、不安なく業務に励むことができます。

日々の業務を通して知識や経験を積みながら、働く人々を支える責任とやりがいを実感しています。



## 労働基準監督官 インタビュー

採用2年目監督官から  
監督官を目指すみなさんへメッセージ

### >>> 諫早労働基準監督署 監督課 安田 大起

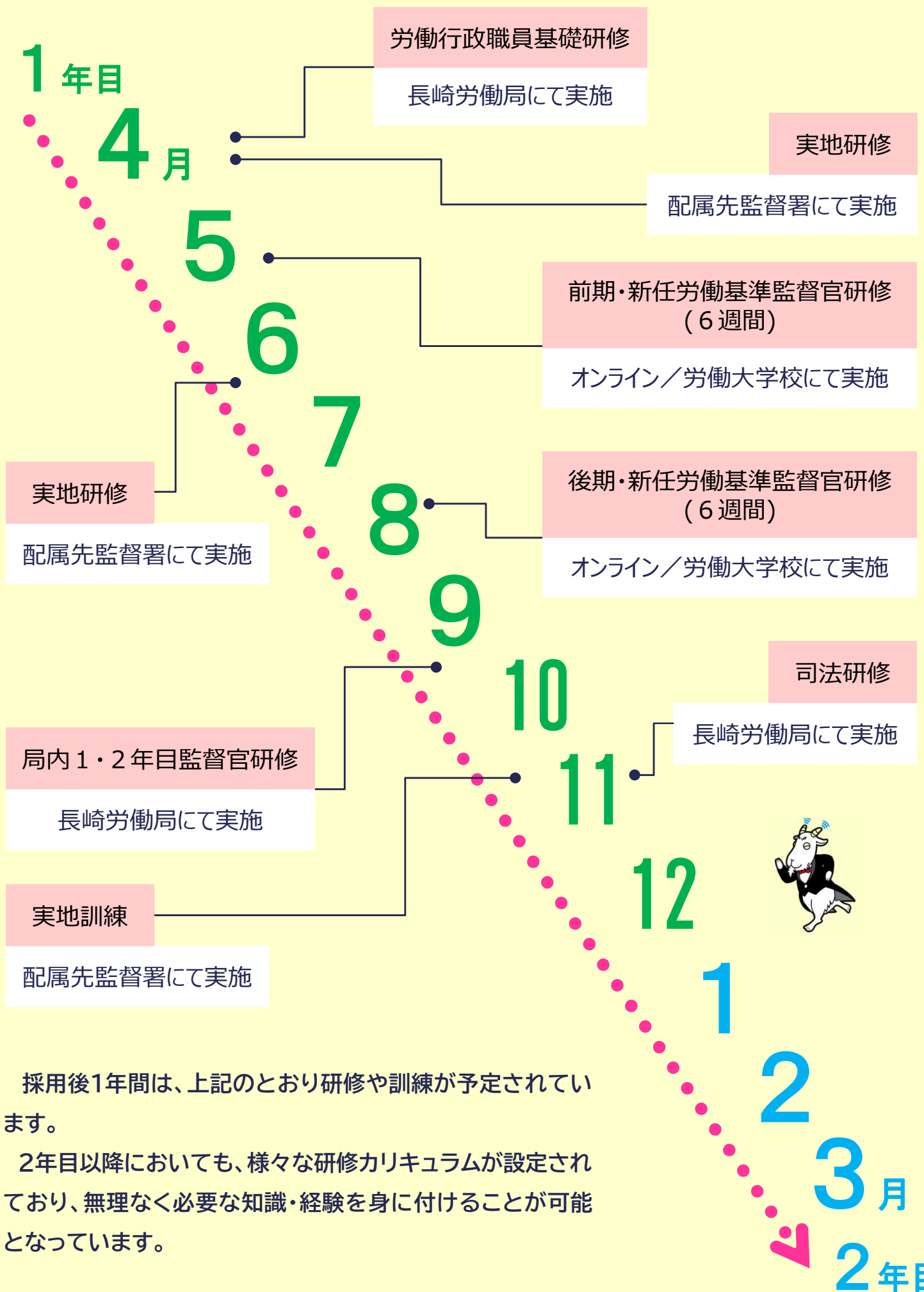
労働基準監督官は、法令違反を指導するとともに、働く人の命や生活を守り、会社に適正な労務管理を促す社会的使命を担っています。また、法律条文を機械的に当てはめるだけでなく、相手(労働者側・会社側)の状況や考えを聴き取り説明する力、冷静に事実を積み重ねる力も大切です。時には厳しい判断や困難な対応も求められますが、その一つひとつがより良い労働環境につながっていますし、「人を守る」と「法を執行する」の両方を担うことができるのは、この仕事の大きな魅力だと思っています。

1年目に実施される厚生労働省の研修制度や、長崎労働局・各監督署など組織(上司や先輩方)からのサポートも充実しており、大学では法律と異なる分野を学んでいた私でも、安心して監督官としての道を進むことができます。

皆さんと共に働ける日を楽しみにしていますので、ぜひとも監督官への一歩を踏み出してみてください！



# 採用後の研修



採用後1年間は、上記のとおり研修や訓練が予定されています。

2年目以降においても、様々な研修カリキュラムが設定されており、無理なく必要な知識・経験を身に付けることが可能となっています。



# 新任労働基準監督官研修 ～労働大学校～



## ▼基本情報

(独)労働政策研究・研修機構労働大学校  
埼玉県朝霞市溝沼1983-2

## ▼URL

<https://www.jil.go.jp/training/index.html>



全国から仲間が  
集まります！！



## おわりに

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現していくことが重要です。

その実現のため、都道府県労働局にあっては、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発行政が一体となって、各地域の実情に応じた取組を進め、各地域において総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に応えていくことが求められています。

そのような時代の変化に応じて労働者保護に関する法律に変化が生じ、労働基準監督官としての職務にも変化が生じます。

しかしながら、労働基準監督官としての使命は、働く人にとって、安心・安全なより良い職場環境を実現することであり、このことは、これからも変化することはありません。



## 厚生労働省 長崎労働局

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

TEL 095-801-0020

長崎労働局ホームページ <採用情報>

[https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-](https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html)

[roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html](https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html)

